

厚岸町避難所運営マニュアル

令和8年8月

北海道厚岸町

===== もくじ =====

第1章 はじめに	1
第2章 避難所運営の基本的手順と留意点	2
1 避難所の開設	2
2 避難者の受入	7
3 避難所の運営	11
4 避難所の撤収	15
第3章 避難所生活の「質の向上」について	17
1 スフィア基準について	17
2 寒さ対策	18
3 暑さ対策	21
4 災害関連死の予防	22
5 トイレについて	23
6 感染症対策	24
7 女性をはじめとした多様な視点について	26
第4章 福祉避難所について	32
第5章 平時の取組について	36
指定避難所一覧	41

【参考資料・様式集 別冊】

【避難所開設・運営に係るアクションカード 別冊】

第1章 はじめに

災害で住まいを失い、地域での生活を失った被災者や、在宅で不自由な暮らしを送る被災者にとって、避難所は拠り所であるとともに支援拠点です。

このマニュアルは、過去の災害の教訓や被災者が保護と支援を受ける権利を有することを踏まえ、避難所が被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、行政、町民、医療・福祉関係者、災害ボランティアなど、避難所に関わる全ての人々が互いに連携し、取り組むべき基本的な事項をまとめたものです。

○このマニュアルのポイント

1 災害発生時の円滑な避難所の開設

災害発生直後の混乱した状況の中でも、円滑に避難所を開設することにより、避難者の生命の安全を確保。

2 避難者（町民）が主体となった避難所運営

避難所の運営組織である「避難所運営委員会」は、避難者（町民）が主体的に運営。

3 受援体制の整備

医療関係者やボランティアなどの人的資源や、食料・生活用品などの物的資源の提供を円滑に受けられる体制を整備。

4 より良好な避難生活のためのルール作り

避難生活が長期化した場合においても、より良好な避難生活を送ることができるよう、目的別のトイレの設置やプライバシーの確保などを実施。

5 要配慮者のための福祉避難所の運営

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する被災者のための福祉避難所を運営。

6 平時からの準備

災害発生前から、あらかじめ避難所の指定やマニュアル・様式の作成などを行い、避難所運営ゲームを活用した模擬体験や、避難所訓練を通じた確認などを実施。

また、マニュアル及び様式はあらかじめ紙で印刷し、全避難所に配備。

第2章 避難所運営の基本的手順と留意点

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設判断

避難所開設の要否は、原則として厚岸町長が判断し、避難所の開設は、町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行います。

[例]

- 1) 災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難指示等があるとき）
町は、災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。
- 2) 平日・日中（町職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき
町は、施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。
- 3) 早朝・夜間・休日（町職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき
町は、避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

□通常時の解錠・開門

- ・避難所施設の解錠・開門は、町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

□緊急時の解錠・開門

- ・町の避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織などが管理している鍵で解錠・開門し、避難所に集まった人たちを中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

(2) 応急的な避難所準備組織の立ち上げ

避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

□リーダーの選出

- ・避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。

- ・女性と男性とでは災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するため、リーダー又は副リーダーに女性の参画を促し、男性・女性両方を配置します。
- ・リーダーには、自主防災組織の役員や「防災士」、「北海道地域防災マスター（道が開催する研修を受講するなどして認定を受けた人）」、避難者の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらない時は、町職員が一時的にその任にあたり、対応します。
- ・本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、リーダーや副リーダーが陣頭指揮をとり避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

（３）施設の安全確認

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。このため、避難所の開設前に次の事項を確認します。

- ☐ 避難所への立入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。
- ☐ 二次災害の防止のため、「避難所の被害等チェックシート（様式１）」を用いて安全確認を行います。
- ☐ 目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- ☐ 周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

（４）避難スペース・場所の確保

安全確認が済んだ施設（部屋）から、避難スペースを決めていきます。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが、子どもや外国人など誰にでもわかるような平易な言葉や表示方法を工夫（漢字にカナをふる、イラストを使うなど）して、明示します。

<スペースの決め方の例>

☐ 入口（玄関）

- ・避難所内は土足禁止とするため、外靴を脱ぐ場所と外靴を脱がない場所を分けましょう。上履きの準備も必要です。次の物を玄関に置くと良いでしょう。

☐ 椅子 (靴を脱ぐため)	☐ 手指消毒液・配布用マスク (感染症対策のため)	☐ ブルーシート (靴置き場にするため)	☐ ライト等の簡易照明 (夜間・停電時のため)
---	---	--	---

☐ トイレの設置

- ・断水などによりトイレが使用できない場合は、簡易トイレや普段のトイレにビ

ニール袋をかぶせて使用する携帯トイレなどを配備・活用しましょう。

- ・衛生的で快適なトイレ環境を維持し、防犯対策に配慮を施すことで、我慢せず使用できる環境にしましょう。
- ・トイレの個数は、災害発生当初は避難者50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には20人当たり1基、女性用と男性用の比率は3：1となるようにしましょう。なお、トイレの平均的な使用回数は、1人5回／日です。

□居住スペース

- ・屋内で広いスペースが確保できる場所から、居住空間を決めていきます。
(例) 学校の場合 体育館 → 講堂・ホール → 教室
- ・広い居住空間の場合は、あらかじめ通路を確保しましょう。
- ・学校では児童・生徒が残っている場合があります。保護者と連絡がとれるまでの間、児童・生徒を安全に待機・保護します。
- ・世帯（グループ、パートナーなど）を基本単位に居住区を編成します。
- ・世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。
- ・その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。
- ・観光施設や商業施設の近くの避難所では、地域の町民以外も避難所に避難してくる可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の町民の避難者とは分けて、居住区を編成します。
- ・居住区は、最低でも1人当たり3.5平方メートル、可能なら4.5平方メートル（各避難所の実情に合わせて設定）のスペースを確保しましょう。
- ・間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。
- ・教室などを使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

□居住スペース（女性と子どもなどの専用エリア）

- ・要配慮者や単身女性、妊娠婦・乳幼児、母子家庭のケアのため、また、性暴力などの防犯対策のために、一般の居住スペースとは分けて専用エリアを確保し、仕切りを作りましょう。

□避難所運営に必要な場所（事務所）

- ・避難所運営に必要な場所（受付窓口、運営本部、作業スペース）は居住スペースとは別に用意しましょう。施設の出入口付近の場所が適しています。

□立入禁止のスペース

- ・学校の理科室など危険な薬品や設備などがある部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

□支援物資の受入スペース

- ・トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。

（５）避難者受入れ後の避難スペース・場所の調整

①みんなが安心して過ごせるように設置するスペース

□採暖室

- ・ 暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合があります。

□相談所

- ・ 個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

□コミュニティールーム（サロン）

- ・ 避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。
- ・ 避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。
- ・ 居住スペースから少し離れた場所に設置します。
- ・ 避難所のルールや被災者への連絡事項、行政からの情報などを掲示する「掲示板」を設置しましょう。

□静養室

- ・ パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。
- ・ 居住スペースから離れた場所に設置します。

□ゴミ集積場

- ・ 臭いの問題などがあることから、屋外に設置するようにします。
- ・ 冬期間の設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

□礼拝スペース

- ・ 宗教によっては礼拝する場所を必要とする場合があります。礼拝のための場所の提供を求められた場合は、可能な範囲でスペースを用意し、目隠しを行う、周囲の避難者に理解を求めるなどの対応を検討しましょう。

②女・男・多目的用に分けて設置するスペース

□更衣室

- ・ 可能な限り女性用・男性用・多目的用に分け、女性用・男性用はできるだけ離れた場所へ設置するとともに内側から施錠できるようにして、昼夜問わず安心して利用できる場所（明かりがある場所など）に設置しましょう。

□お風呂・シャワー

- ・ お風呂などの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。
- ・ 高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バスなど）の確保を検討しましょう。寒さ対策を徹底し、屋内施設との温度差を極力少なくすることでヒートショックを防ぐことができます。

□洗濯物干し場

- ・ 状況が落ち着いてきたら、仮設の洗濯場（洗濯機・乾燥機、洗濯干し場）を確保しましょう。

③女性と子どものために設置するスペース

□授乳室

- ・学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りや内部から施錠できるようにして安心して利用できるように配慮しましょう。
- ・薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

□育児室（託児室）・子どもが遊べるスペース

- ・周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所を居住スペースから離れた場所に設置します。こうした部屋は、日中、避難所から仕事や作業に外出する人のお子さんの託児室としても利用できます。
- ・子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにしましょう。

④要配慮者等のために設置するスペース

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど（以下「要配慮者」という。）、多様なニーズに配慮する必要がある、特にトイレや授乳室などへの動線を考慮しましょう。

また、一般の避難所では生活することが困難になることも考慮し、運営本部から目の届く範囲に避難スペースを設定し、福祉避難所への移送の可能性もありうることから、入口までの動線も考慮しましょう。

⑤感染症対策のために設置するスペース

□患者室（隔離室）

- ・風邪や感染症などのまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。
- ・換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。
- ・スペースは可能な限り個室にするとともに、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。
- ・隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を用いてパーティションで区切り、避難所内に新たな隔離区域を設けます。可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入口には手指消毒液を設置し、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスクなど）を着用してから入室することがわかるようにします。

□発熱、咳などの症状が出た人の専用トイレ及び手洗い場

- ・症状が出た人の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーンや動線を分けます。
- ・すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

⑥通信環境を整備するスペース

□固定電話の設置

- ・居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設けるようにします。

□携帯電話等の充電スペースの設置

- ・避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。
- ・人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

□インターネット環境の整備

- ・避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（W i - F i など）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

□手回し充電式・乾電池式ラジオの設置

- ・大規模災害時は通信状況が悪くなり、インターネットが使えなくなってしまうことがあります。手回し充電式や乾電池を使うラジオを設置すると、様々な情報を得ることができるほか、目が不自由な人などにも情報を知らせることができます。

⑦ペット滞在スペース

国では、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「同行避難」を推奨しています。一方、共同生活を送る避難所では、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人などがいることや、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなども十分に考慮した滞在スペースの確保が必要となります。

このため、アレルギーを持った人や動物が苦手な人の居住空間とペットの飼養場所を分離するとともに、避難所内の移動でも動物との接点がないように動線を考え、人と動物との住み分けを行いましょう。

2 避難者の受入

（１）避難者の受付

①受付を設置

②世帯（グループやパートナーなど戸籍や住民票上の世帯に限らず、同性パートナーなどを含む。）や避難所の駐車場などでの車中泊避難者の代表者に、人数などの事項を避難者台帳（様式２）に記入してもらいます。

③避難所のルールについて、口頭や説明用紙を使い、説明しましょう。情報掲示板や壁などに食事や消灯時間など生活の基盤となる情報を掲示しましょう。

④避難者の居場所が決まり次第、世帯の詳細情報を避難者個別カード（様式３）に記入してもらいます。

※避難者の中には、DVやストーカーなどの被害者が含まれている可能性もあることから、避難者台帳及び避難者個人カードに個人情報の開示・非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底しましょう。

⑤避難所運営本部は、避難者台帳や避難者個別カードの情報を電子データ化し、これ

を元に食事・入浴・医療の有無、家族探索の有無、福祉施設への移動の有無などの項目を追加するなどして活用します。

⑥災害対策本部は、各避難所の避難者台帳を取りまとめるとともに避難者数を把握し、避難者の罹災証明等の交付状況などの支援状況が把握できるように活用します。

⑦居住空間への避難者の誘導に当たっては、施設の広いスペース（体育館など）から避難者を案内し、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などは、家族単位で優先して空調設備等のある部屋へ案内します。

発災直後は、短時間で設営でき、避難者を安全に受け入れることを優先したレイアウトとして滞在いただくことが考えられますが、この場合は、少し落ち着いた後に、避難者の健康やプライバシーを守るため、避難所における生活環境を考えたレイアウトに移行する必要があると生じます。このため、避難者に対し、「当初は臨時的なレイアウトであること」、「途中で避難生活改善のためにレイアウトを変更する可能性があること」を説明するなど、滞在場所が変わることがあり得ることについて、あらかじめ理解を得ておくなどの工夫をしましょう。

⑧犬、猫などの動物は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の人への配慮の必要性などを説明し、ペット登録台帳（様式17）に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

（２）負傷者・要配慮者への対応

①負傷者等

- ・避難者に負傷者、発熱や咳などの症状がある人がいる場合には、その負傷などの状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い人については、災害対策本部に連絡します。
- ・避難所内で対応可能な場合は、保健室などで適切な処置を行います。
- ・避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

②要配慮者等

- ・要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、災害対策本部に連絡します。
- ・要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品など）や物資（ストーマ用装具など）のニーズを把握し、災害対策本部に確保を要請します。
また、支援物資が全員に行き渡る量ではない場合、要配慮者から優先して配布するなど、事前に検討しておきましょう。
- ・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。
- ・盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬は、障がいを持った人の手足となる重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。

(3) 車中泊の避難者への対応

- ・ 車中泊避難は、健康管理や避難者の状況把握の面で課題があり、望ましいものではなく、長期の生活を送る場所として適切ではありません。一方、プライバシーの確保やペットの世話ができるなどの利点があることから、災害発生時には、様々な理由によりやむを得ず車中泊を選択する避難者が生じます。個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。
- ・ 冬は車のエンジンを切ると急速に室温が下がるため、寒さに十分注意が必要です。
- ・ 車中泊の避難については、自由に様々な場所で行われると避難者等の状況把握が困難となることや、トイレ設備などの環境の整った場所で車中泊避難が行われることが望ましいことから、避難所の駐車場などに車中泊を行うスペースを設置するなど、目配りができる範囲で認めるようにしましょう。あわせて、食事やトイレなどの所定の生活ルールを説明するものとします。
- ・ 健康被害を防ぎ、適切な方法で車中泊避難を行えるようにするため、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用（配布）、水分摂取などの注意喚起を行いましょう。
- ・ 避難所避難者と同様、避難者個別カードに記入していただき、車中泊避難者の情報を把握します。

(4) 食事提供時の対応

①食中毒の予防

- ・ 避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意しましょう。
- ・ 災害時は、食中毒が発生しやすい状況となることから、食事を提供する人、食事を食べる人、どちらも、食中毒予防のための衛生管理に注意が必要です。
- ・ 調理や食事を提供する前は、石けんなどで十分に手洗いを行い、できるだけ加熱した食べ物を提供し、生ものの提供は避けましょう。
- ・ できるだけ早く食べて、食べ残したものは、廃棄するなどの管理も必要です。
- ・ 水が十分確保できない場合は、手指の汚れをおしぼりやウエットティッシュなどでしっかりと拭きとり、アルコール消毒した後、使い捨て手袋を着け、アルコール消毒液を手袋全体にかけましょう。

②様々な方への配慮

- ・ 食物アレルギーの人や宗教上の理由から食べることのできない食材のある人への配慮が必要です。食事を提供するたびに、アレルゲンなどの有無について掲示するなど、情報提供を行うようにしましょう。
- ・ 食べ物を飲むことが難しい人は、固形物が食べられないだけでなく、ふつうの水を飲むことも困難な場合があります。固さやとろみなどを調整した食べ物や離乳食などしか食べられない方を把握し、配慮する必要があります。

③温かい食事・飲み物の提供

- ・災害の発生直後、行政からプッシュ型支援の物資が届くまでは（標準では発災後３日間を想定）あらかじめ備蓄してある食料で対応する場合があります。
- ・一方、避難者の健康のためにはメニューの多様化や栄養バランスなどを考慮した適温食の早期の提供が求められ、普段食べているような食事や温かい食事・飲み物は安心感が生まれます。
- ・栄養士などの協力を得ながら、ボランティアやキッチンカーを保有する事業者などによる炊き出し、給食センターの活用などにより、食事を提供できる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮する必要があります。
- ・積雪寒冷期には、避難所内の気温が低く、常温の飲料を飲まない避難者も想定されることから、電気ポットなどを活用し、温かい飲み物の提供に努めます。
- ・災害時の炊き出しは食品衛生法の営業許可の対象外であることに留意します。

（５）設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資（39・40ページ「（４）避難所に必要となる設備・物資の例」を参照）を確認します。

備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足などを把握し、災害対策本部に要請（様式４）を行う準備をします。

（６）災害対策本部へ避難所開設を連絡

避難所の状況について、災害対策本部に連絡（様式５）します。災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。

この連絡により、避難所が災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も連絡します。

（７）ペットの受入

犬や猫、小鳥、その他の小動物など、一般的にペットとして飼われる動物について、避難者が避難所に同行避難して来た場合は、次の点に留意して対応しましょう。

□ペット滞在スペース

- ・犬、猫などのペットは、指定された場所以外で飼育することを禁止し、トラブルやアレルギー体質の人への配慮の必要性などを説明し、ペット登録台帳（様式17）に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

(7 ページ「⑦ペット滞在スペース」を参照)

□ペット受入の際の留意点

- ・ 同行避難が可能な（飼育スペースあり）避難所については、飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保やケージを用意するなど、具体的な対応を検討しましょう。
- ・ ペットの中には、逃げて野生化した場合に生態系をかく乱する恐れがある動物（フェレットやプレーリードッグなど）が含まれることに留意し、避難所から逃げ出さないよう、飼い主と協力して適切に管理しましょう。
- ・ 避難スペースなどの状況からペットの居場所が確保できない場合は、ペットの同行避難者の受入ができる避難所やペットの預け先を紹介できるように各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を提供しましょう。

□盲導犬や介助犬などはペットと区別して対応

- ・ 盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬は、障がいを持った人をサポートする重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。
- ・ こうした補助犬は、ペットと同様に扱わないよう配慮し、原則として、避難所では利用者と補助犬は一緒に受け入れるようにしましょう。

3 避難所の運営

災害発生から概ね24時間～3週間程度（災害の規模などによって期間は変動する）では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。

避難所は、避難者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「避難者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。避難者の自立・生活再建を最終目標に入れ、町職員や施設管理者から、避難者や地域の町民による自主的な運営に移行しましょう。

（１）避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者（町民）が主体となり、避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を関係機関や団体の協力を得ながら整えます。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域の防災士、地域防災マスターなどによる一部業務の分担や避難者が自主運営するための各種支援を行うようにします。

※運営委員の選定及び各班の構成に当たっては、特定の人や性別に偏るなど、役割を固定化せずに、皆同じ「避難者」であることを認識し、誰もが自分で考え、できることを行っていくように配慮します。

【班構成の参考例】

班 名	役 割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

（２）避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。起床時間や配膳の方法、携帯電話の充電など、避難所のルールは状況に応じて修正することが必要です。

特に議題がない場合でも、１日１回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにします。

避難所運営の代表者は、定時又は必要時に災害対策本部会議に出席し、避難所の状況や問題点などについて共有し、課題解決方法について話し合います。

～避難所運営委員会の議題の例～

- 避難所運営の方針決定
- 避難者のニーズ把握
- 必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
- 居住区へのパーティションなどの設置、スペース配分の見直し
 - ※避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物などの増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
- 避難所の生活ルールの確立（別紙１）
 - ※起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、共通理解ルールを設け、避難者に配布するか情報掲示スペースに掲示します。
 - ※避難者が勝手に自炊をしないよう、必要に応じて炊事場のルールを設けます。
- 避難者や避難所運営スタッフの健康管理
 - ※避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことでトラブルになることもあるので、避難者の様子の変化に注意が必要です。
 - ※ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師などによる保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

（３）円滑な受援の実施

避難所は避難者の生活の場であるとともに支援拠点でもあり、外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護などのための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。

（４）防犯対策の実施

避難所での生活では、将来への不安やストレスなどから、トラブルが発生することがあります。また、避難者が安心して避難生活を送ることができるよう、傷害事件や貴重品の盗難、わいせつ行為などの性的犯罪などの発生を防止することが必要です。

避難所における犯罪は、着替える場所がなかったり、トイレが男女別ではないなど、避難者の安全を守る環境整備が後回しになってしまうことや、周囲の人が見て見ぬふりで介入しない、プライベートな情報が普通なら知られるはずのない人まで広まってしまうといったことなどが原因で発生します。

避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団などの結成、避難者同士の見守り体制を構築するなどの取組のほか、避難所内での犯罪には厳正に対処することを掲示するなどの取組を実施し、犯罪を許さない環境を整備することが有効です。

特に、女性や子どもは被害に遭いやすい傾向にあることから、女性を対象とした

トイレなどでの性犯罪発生防止の工夫（例えば、一人でトイレに行かせない、可能な限り夜間も照明をつけるなど）を行いましょう。また、防犯ブザーを貸出して、女性・子どもなどへの犯罪防止や避難所生活における緊急事態に対する周知のために活用し、プライバシーを確保できる相談・打合せスペースを設け、安心して相談できる環境を整えておくようにしましょう。

もし、万が一被害が発生した場合は、更なる犯罪を生まないためにも、すぐに警察に通報し、被害を届け出ましょう。

なお、避難所内における防犯の取組や特別に「防犯班」を立ち上げる場合は、必ず男性と女性双方が参加するようにしましょう。

- 避難所受付で出入を管理し、不審者や部外者が避難所内に侵入しないようにする。
- 性暴力・DV防止に関するポスターなどを避難所の見やすい場所に掲示する。
- トイレ・更衣室・入浴設備を適切な場所に設置し、照明や防犯ブザー、ホイッスルで安全を確保する。
- 避難所の巡回警備は男女含めて複数人で行う。
- 女性用トイレや女性用更衣室には女性が巡回する。
- 女性相談員や女性専用相談窓口を設置する。
- 警察、病院、女性支援団体と連携する。

（５）正確な情報の発信

デマや根拠のない情報により、避難者に不安を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、避難所内における正確な情報の掲示などの取組を進めましょう。

また、災害対策本部に対し、デマの内容の情報提供を行い、防災行政無線、IP告知情報端末、町ホームページ、町公式SNS（インスタグラム、フェイスブック、エックスなど）などを活用して避難者に正確な情報を発信するよう依頼することも必要です。

避難者に対し情報発信をする際は、情報が行き届くようメガホンなどを使用し、繰り返し情報発信する必要があります。また、目が見えない人、耳が聞こえない人、漢字が読めない人、外国人など要配慮者への対応が必要です。

正確な情報の発信は、避難の継続や避難所生活に関する安心・安全に資するため、要配慮者や外国人を含む避難者に対して、地震・津波や気象情報等の周知・徹底を実施しましょう。

※正確な情報収集の手段としてテレビ、ラジオも活用しましょう。

（６）在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先などで災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人）や

在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている人、またはライフラインなどが途絶した中で不自由な生活を送っている人）などへの情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

また、避難所は在宅避難者等の支援拠点として、水や食料、トイレの提供のほか、水害の場合であれば、自宅の片付けに使用する防塵マスク、ゴム手袋、スコップ、扇風機、サーキュレーターなどの提供も考えられるため、民間の被災者支援団体などと連携しながら実施することも検討が必要です。

（７）災害関連死の予防

災害時において、避難生活などが原因で亡くなる、いわゆる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の生活環境の改善が欠かせません。そして、災害関連死を防ぐための対策は、避難所の設置からできるだけ早い時期に実施する必要があります。

特に、避難生活に欠かせない物資であるトイレとキッチン（食事）、ベッド・バス（睡眠・入浴）を、発災後48時間以内に避難所へ整えるよう取り組みましょう。

また、避難者の持病の悪化防止、新たな病気の発生防止、健康維持のために、町内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の健康チェック・管理等を定期的を実施しましょう。

※災害関連死の予防については、22・23ページを参照してください。

4 避難所の撤収

避難所は、災害による被害を受けた人、または被害を受ける可能性がある人が、一定の期間、避難生活をする場所であり、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日：厚労省告示第144号）」により、避難所を開設できる期間は、「災害発生の日から7日以内」と定められています。

しかし、大規模な災害が発生した場合は、この期間を超えて避難所運営を余儀なくされる場合が多いのが実態です。

避難生活が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

（１）避難者の生活再建に向けて

概ね災害発生から3週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の

健康状態の悪化が懸念されます。

避難者が生活を再建していくためには、避難生活を送っている段階から多様な相談支援（災害ケースマネジメント）を受けられるようにしていくことが重要です。

このため、行政と連携し、相談所で被災者生活再建支援制度や就労支援などの相談ができるようにしたり、避難者個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報（仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など）の提供を行っていくことが必要です。

（２）避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所撤収の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。

避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、撤収に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

（３）避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない避難者には様々な理由があり、避難所を撤収するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

（４）避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立つと、避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資などがある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

第3章 避難所生活の「質の向上」について

平成23年（2011年）の東日本大震災や令和6年（2024年）の能登半島地震など、これまでの国内の災害では、避難所の水や食料、トイレなどは不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活を強いられる事態が繰り返されてきました。

いつかは起きる大規模災害の際に、過去の災害と同じことが繰り返されないよう、普段から地域の避難所運営についてよく考え、備えておくことは欠かせません。

この章では、避難所を、苦しい避難生活を耐え忍ぶ場所ではなく、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所としていくため、どのようなことを考慮して生活の質の向上に取り組むべきか、そのポイントを示します。

1 スフィア基準について

避難所の国際基準として報じられることの多い、いわゆる「スフィア基準」は、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された「人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準」のことであり、人道支援を行う非政府組織と国際赤十字・赤新月運動が開始した「スフィア・プロジェクト（スフィア）」にて、1997年（平成9年）に策定されました。

スフィアが作成した「スフィア・ハンドブック」には、被災者の人道支援における主要な4つの分野（衛生、食料、避難所、保健活動）における最低基準が記載されており、避難所においては、主なものとして次のような最低基準が示されています。

- 避難所が安全で安心な地域に立地していること
- 暮らしに欠かせないサービスと生計手段を得るための適切なスペース及びアクセスが提供されていること
- 家庭用品の支援により、健康の回復と維持、尊厳、安全が支えられていることなど

さらに、スフィア・ハンドブックでは、このような最低基準を達成するための基本指標（目安）として

- ・一人当たり、最低、毛布一枚とベッド
- ・一人当たり、皿一枚、食器一式を一組、飲み物用のコップ一つ
- ・一人当たり、最低3.5平方メートルの居住スペース
- ・内部天井の高さが少なくとも2メートル

などの数値が示されています。

2 寒さ対策

(1) 厳冬期の避難所運営のポイントについて

□受付

- ・ 厳冬期においては、感染症対策も必要ですが、低体温症の防止など、避難者の命を守ることを優先とした対応が必要です。
- ・ 暴風雪・雨や気温が氷点下での避難などは、「屋外に避難者を長時間待たせることで危険が生じる状況」ですので、避難者の安全を最優先として、入口に受付は設置せず、最低限の衛生を保持した上で屋内に誘導し、屋内で受付や検温などを行いましょう。
- ・ 厳冬期の夜間などは、低体温症のリスクが高く、避難者がパニックになっていることも考えられます。その場合はまず、全員が避難所に入れることを周知・声かけし、入口に殺到することを防ぎましょう。
- ・ 高齢者や障がい者、妊産婦、子どもなどの要配慮者は優先して案内しましょう。
- ・ 体調不良の人については、一度、体調不良者専用室に誘導し、早めにストーブを用意、こまめに様子を確認して、災害対策本部に報告しましょう。
- ・ 雪や雨、津波などで衣服が濡れたままの場合は、低体温症のリスクがあるので、可能な限り早く乾いた衣服に着替えることが重要です。

□上履きの用意

- ・ 厳冬期は、特に床の温度が低く、上履きがなければ足裏から体温が奪われます。感染症対策に加えて防寒対策にも上履きは欠かせません。
- ・ 底の薄いスリッパでは足先が冷えるため、防災訓練などにおいて、自分専用の上履きを非常持ち出し袋などに準備し、避難所に持参するように町民へ周知を図る必要があります。
- ・ 厳冬期の建物の床の温度は非常に低いですが、衛生面を配慮し、基本的には避難所を土足厳禁にしましょう。やむを得ず土足で使用情况やブルーシートの上を土足として使用した場合などは、速やかに清掃・消毒しましょう。

□トイレ

- ・ 室内の既存のトイレを活用し、携帯トイレをかぶせて使用することで室温を保つことができます。
- ・ 仮設トイレが外にある場合は、雪でドアが埋まらないように除雪が必要です。床に雪が入り込み凍結することがあるため、転倒事故を起こさないよう配慮が必要です。室内外の温度差によるヒートショックに留意する必要があります。
- ・ 真冬の場合、ドアノブ、取っ手、水道管、床が凍り、使用が困難となります。

□水道管の凍結防止

- ・ 電気パネルヒーターやテープヒーターなどで水回りの凍結を防止している施設では、停電に伴って水道管が凍結するおそれがあります。
- ・ 照明やストーブなど環境が整った時点で、改めて施設管理者に施設のライフラ

イン点検を依頼し、水回りの凍結のおそれがある場所にストーブを設置したり、蛇口を緩めて水を少しずつ流し続けるなど、できる範囲での凍結防止と避難所としての機能維持を図りましょう。

□一酸化炭素中毒の防止

- ・ポータブルストーブや開放型（煙突がなく、燃烧したガスがそのまま屋内に滞留するタイプ）などのストーブを使用する場合は、大量の二酸化炭素が室内に滞留します。それに伴い不完全燃焼による一酸化炭素中毒も考えられますので、換気が必要です。

□火災予防

- ・停電の場合は、火災報知器や消火設備が正常に作動するか分からないことに留意し、ストーブや発電機の準備に当たっては、火災防止を徹底するとともに、一定間隔で消火器などの消火設備を配置できるか確認しましょう。
- ・ストーブには、火災予防のための離隔距離が決められており、本体シールや取扱説明書に示されているので確認しましょう。
- ・ストーブへの給油は、灯油の確認や消火してからの給油、油漏れに注意しましょう。

□ブルーシートによる衛生環境の悪化

- ・ブルーシートには保温性やクッション性はなく、ブルーシートを敷いた場合、泥や雪などで床が濡れても清掃ができず、衛生環境が悪化するほか、ガサガサと歩行音が大きくなることから、居住スペースへの設置は推奨しません。
- ・過去の災害では、体育館にブルーシートを敷き詰めて土足で使用したため、段ボールベッドが手配できてもすぐに設置できず、ブルーシートを全て外して床の泥汚れをすべて水拭き・消毒してから段ボールベッドを設置したため、長時間を要することになりました。

□就寝

- ・床からの底冷えやほこりの吸引を防ぐため、段ボールベッドなどの簡易ベッドやマットを使い、床から寝る場所を離しましょう。
- ・資機材を組み合わせ、15℃以上を保ちましょう。
- ・感染症対策をしつつ、プライベートテントを詰めることも考えましょう。
- ・段ボールベッドに毛布を敷いただけでは、ベッドが硬いため、防災マットを使用すると良いです。

～就寝時の資機材（例）～

- | | | |
|------------|-----------------------|----------|
| □プライベートテント | □屋内テント | □パーティション |
| □段ボールベッド | □折りたたみベッド | □電気毛布 |
| □使い切り寝袋 | □防災マット | □防災毛布 |
| □使い捨てカイロ | □湯たんぽ（ペットボトル、発熱剤入りなど） | |

□適度な運動

- ・身体を動かす（汗は身体を冷やすので気をつけましょう。）

(2) 電源の確保

□発電機

- ・燃料タンクの大きさによっては、夜間に給油を必要とする場合もあることから、適宜、燃料の残りを確認する必要があります。突然、発電機が止まった場合は、電化製品に不具合が生じるおそれがあることから、給油する際は、あらかじめ避難所内の照明・暖房などの接続機器を一旦停止してから、発電機を停止して給油しましょう。
- ・発電機への給油作業中に引火して火災が発生した事例もあることから、必ずエンジンを停止して、取扱説明書の手順に従って給油しましょう。
- ・カセットボンベ式を含む発電機の排気ガスには、有毒な一酸化炭素が含まれており、命に関わる事故につながります。そのため、排気ガスがこもる場所（風除室、車庫、車両内など）での使用は絶対に禁止し、出入口や窓から排気ガスが流入しない場所に設置しましょう。
- ・発電機は防水ではないため、落雪や風雨にさらされる場所にも設置が難しいことに気をつけましょう。発電機から電気を室内へ引き込むための電源ドラムの設置方法にも留意します。（事前に場所を検討しておくといいです。）

(3) 暖房の確保

室温15℃以上の確保で安心して眠ることができます。一桁になると寒くて寝ることが難しいです。次のとおり暖房確保の一例を示しますので、避難所の環境（体育館などの広い居室・教室などの狭い居室）や暖房の種類により、換気の方法を検討しましょう。

□ポータブルストーブ

- ・ポータブルストーブで暖を取るには密集せざるを得なく、CO₂濃度が高まるため、1時間に1回は換気が必要です。外気温が氷点下では室温を確保することは困難です。
- ・避難所の室温、湿度、二酸化炭素濃度のモニタリングを推奨します。
- ・ポータブルストーブのみで避難スペース全体を暖めることは限界があるおそれがあり、他の防寒対策を取る必要があります。

□ジェットヒーター（排気煙筒のない開放型）

- ・ジェットヒーターの周囲、特に正面や上部には段ボールベッドやタオルなど、燃えやすい物を置かないことに留意して設置しましょう。
- ・ジェットヒーター稼働時に大きな音の発生や局所的に高温となるため、ヒーターに近い避難者から苦情が出るおそれがあります。
- ・室温上昇の効果はありますが、CO₂濃度が大きく上昇し、燃焼時の臭いが気になるおそれもあります。室温、湿度、CO₂濃度のモニタリングによる環境管理をしながら常時換気の方法を検討しましょう。

- ・給油時には消火しなければならないことや夜間の薄暗い中での給油作業など、火災予防を徹底しましょう。

□ダクトヒーター（熱交換型温風機）

- ・ダクトヒーターは、室温の確保と換気に高い効果があります。
- ・湿度が下がりやすく、乾燥に注意が必要です。湿度が低いと感染症などの感染リスクも高まりますので、湿度を確保しましょう。

□施設の暖房機器の運用

- ・施設屋外に整備した外部受電盤に発電機を接続することで、施設の普段の暖房機器を運用することができます。室内空間の空気を汚さず暖房を安全に維持することができるでしょう。

（４）低体温症の対処

低体温症とは、深部体温（身体の内部（内臓や脳）の体温のこと）が35℃以下に低下した状態をいい、「体温が奪われること」と「体の熱が作れないこと」の条件が揃うことで発症します。低体温症の対処は、健康な人が暖を取る行動とは異なります。

□シャワーや入浴は、手足を温めないで、体幹を温めましょう。

□体をさすったりしてはいけません。

□炭水化物を摂るようにしましょう。体内の熱産生を助けます。

□冷たい風・雨・雪から隔離しましょう。

□それ自体に熱源を持たない物（衣類、防寒服、毛布など）で温めましょう。

□熱源（湯たんぽなど）は体幹（胸）に当てましょう。

3 暑さ対策

近年の気候変動に伴い、北海道においても避難者の暑さ対策に留意が必要です。

被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足などにより熱中症のリスクが高くなる可能性がありますので、暑さに起因する健康被害を防止するための対策を行いましょう。

□具体的な対策

- ・気温が高い、風が弱い、湿度が高い、急に暑くなった日は、熱中症に注意が必要です。室内に温度計・湿度計を用意して、定期的に確認しましょう。
- ・避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷房設備の整備やスポットクーラー、扇風機などを備えましょう。
- ・停電などにより、冷房機器や扇風機が使用できない場合には、遮光カーテン、

- すだれなどで日光を遮り、風通しをよくするほか、濡れたタオルなどを体に当て、うちわであおぐなど、体を冷やしましょう。うち水の実施なども有効です。
- ・ 飲料を配布し、こまめに水分補給を行うよう促しましょう。汗をたくさんかいた場合は、塩分も必要です。スポーツドリンクや塩分タブレットなどを確保し、脱水症状を予防しましょう。
 - ・ 高齢者や子ども、障がい者、持病のある人は特に注意し、体調の変化には、気を配りましょう。周りの人にも見守りの協力をいただきながら、異変があった場合は、急いで医療機関を受診するようにしましょう。

□支援者側の活動対策

- ・ 災害対応などに携わる職員、外部支援者などすべての人たちが熱中症の発症予防に留意することが必要です。
- ・ WBGT指数を把握できるように運営し、熱中症警戒アラートが出た場合や、指数を超えた場合には活動を控える対策が欠かせません。
- ・ 熱中症は自らが気づかないうちに進行することがあるため、活動する際には複数人での行動とし、定期的に水分摂取を行い、お互いの体調確認をすることも大切です。

4 災害関連死の予防

災害時において、避難生活などが原因で亡くなる、いわゆる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の生活環境の改善が欠かせません。冬の厳しい寒さへの対策はもちろん、高温や多湿が予想される時には、熱中症対策に留意が必要です。

過去の大規模災害における災害関連死の研究結果では、例えば、

- 避難所で水が不足していると口腔ケアが不足することで誤嚥性肺炎に至るおそれがあること
- 劣悪なトイレ環境が水分摂取を控えることにつながり、エコノミークラス症候群や循環器疾患の原因となるおそれがあること
- 避難所での雑魚寝や長時間同じ体勢をとることにより、身体力の低下や意欲の低下を招き、生活不活発病、感染症をはじめとした疾患やうつなどの精神疾患につながるおそれがあることなどが指摘されています。

避難所生活が原因となる災害関連死を防ぐために、避難所・避難生活学会では、避難生活に欠かせない物資であるトイレとキッチン（食事）、ベッド（睡眠）を、発災後48時間以内に避難所へ整えることを目指す「TKB48」という考え方を提唱しています。

「トイレ」については、避難者全員が安全に安心して使えるトイレを、可能な限り屋内に設置できるようにします。

「キッチン」は、食事のことであり、可能な限り早期に、温かく、食物繊維が豊富で、たんぱく質が摂取できる食事を避難所で供与できるようにします。冬は、低体温症対策として、甘い物など高カロリーの食べ物を用意することも必要です。

「ベッド」は段ボールベッドなどの簡易ベッドを利用して、床から高い場所で、ほこりを吸い込みにくく、冷気の影響を受けにくくするなどして、睡眠の質を高めるようにします。

そして、冬の寒さが厳しい北海道では、「TKB」に加え、暖房（Warm）の確保の点も加え、「TKB+W」を整えることも重要です。

こうした、災害関連死を防ぐための対策は、避難所の設置からできるだけ早い時期に実施する必要があります。このため、「TKB+W」に関わる物資は避難所や地域で備蓄するなど、あらかじめ用意しておくようにしましょう。そして、訓練などの機会を通じて、避難所内での設置位置や使用方法などを確認しておきましょう。

5 トイレについて

「避難所生活はトイレにはじまり、トイレに終わる」（日本赤十字北海道看護大・根本教授）と指摘されるように、避難所にいるすべての人が衛生的かつ安全・安心に使用できる十分な数のトイレを設置することは、極めて重要です。

災害の影響を受けると、不適切な衛生設備と給水、衛生環境により、被災者が下痢や感染症といった病気にかかりやすくなりますが、特に避難所における無秩序な排泄は大きな健康リスクをもたらします。

スフィア・ハンドブックでは、トイレに関わる最低基準として、「すべての排泄物が敷地内で安全に格納されている」、「人々は十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安全で安心にいつでもすぐに使用することができる」ことを挙げています。

避難所での生活の場所に排泄物が存在しないよう、避難所となる施設のトイレの使用の有無はすぐに確認し、断水などにより使用できない場合には施錠するなどして封鎖するか、簡易トイレ（携帯トイレ）などをできるだけ早く、遅くとも発災後48時間以内に設置することを目指しましょう。

そして、避難所のトイレは、すべての避難者が、昼夜を問わず、いつでも安心して使うことができるよう運営するようにしましょう。

□トイレの設置

- ・ 避難所開設時に施設のトイレの使用可否を確認し、断水などによりトイレが使用できない場合は、できるだけ早く、簡易トイレなどを配備しましょう。
- ・ 避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面や使い勝手、防犯対策に配慮が必要です。衛生的で快適なトイレ環境を維持することで感染症を含む健康被害を防ぐことにつながるため、清掃体制の取組を実施しましょう。

- ・手洗いの確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意することも重要です。
- ・使用時間の違いなどを考慮し、女性用トイレと男性用トイレは3：1の割合が推奨されています。また、その数も50人当たり1基の割合、一定期間経過後は20人に1基の割合、多目的トイレは250人に1基の割合で確保するようにしましょう。
- ・トイレの数が不十分な場合、排泄を我慢する避難者が生じるため、避難者の受付・誘導を開始した時点で、トイレの場所や使用方法などについて周知が必要です。

6 感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が懸念されます。そのため避難所は感染症が発生しやすい状況にあり、集団で生活をしていることから発生した感染症が拡がりやすい環境となりやすいことを認識し、感染拡大防止に万全を期することが重要です。

このため、次の点に留意して避難所を運営する必要があります。

□可能な限り多くの避難所の開設

- ・避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用なども検討します。

□親戚や友人の家などへの避難の検討

- ・緊急避難の後、避難生活が必要な人に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家などへ避難していただくことも検討します。

(1) 避難者・運営スタッフの健康管理

□避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

- ・避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。
- ・保健師や災害医療従事者による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。
- ・運営スタッフは、事前に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

(2) 避難所の衛生管理

□手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底

- ・避難者や運営スタッフは、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。

□避難所の衛生環境の確保

- ・避難所は土足厳禁にします。
- ・紙オムツなどの廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。
- ・物品などは、定期的に清掃し、目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を使用して清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- ・トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスク、使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）、亜塩素酸水、次亜塩素酸水を使用して、便器周りを中心に清掃します。
- ・消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。）

□十分な換気の実施、スペースの確保など

- ・避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- ・避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることが望ましく、テントやカーテン、段ボールなどによるパーティションも有効です。

(3) 発症時等の対応

□避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

- ・感染症を発症した場合などの対応については、患者の隔離や病院への搬送など保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を随時検討する必要があります。
- ※感染症の例：ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス

□発熱、咳などの症状が出た人のための専用のスペースの確保

- ・発熱、咳などの症状が出た人が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。
- ・発熱や咳などのある人たちを同室にすることは、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
- ・症状が出た人の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

7 女性をはじめとした多様な視点について

災害時に直面する困難は、男女によって異なります。見落としがちなニーズに気づき、避難生活における困難をできるだけ小さくするためには、避難所運営を男女両方が協力して利用者が全員参加する形で行うことが必要です。

また、避難所で避難生活を送る人の中には、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、防災施策において特に配慮を要する人や、持病のある人、性的マイノリティの人、災害により心や体に傷を負った人など、様々な人が存在します。こうした要配慮者について、個々のニーズに応じた支援が差別なく受けられるようにすることも必要です。

(1) 女性の視点

過去の災害では、避難所において、性別の違いによる様々な困難が生じました。例としては、

- ・女性に対する暴力や嫌がらせの発生
- ・女性用・妊産婦用の衣類や下着、生理用品などが不足
- ・女性のみが炊き出しを長時間担当した
- ・家族の世話の過重労働が女性に集中しがちであった
- ・女性専用の洗濯物干し場がなく、下着が洗えず、女性特有の炎症などの症状が生じた
- ・避難所の責任者や物資担当者が男性であることが多く、女性が必要な物資を受け取りにくく、要望も出しづらい状況が生じていた
- ・女性が物事を決定する会議の場などにいなかったため、女性のニーズが反映されにくい

などの困難が生じていたと指摘されています。

こうした困難を生じにくくするため、避難所運営は男女両方が協力して行い、性別により役割を固定化することなく、男性と女性双方がお互いのニーズをよく理解しながら、配慮の行き届いた生活環境を作っていくことが大切です。

□避難所運営責任者に男女両方を配置

- ・女性と男性とでは災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するため、リーダー又は副リーダーに女性の参画を促しましょう。
- ・避難所運営の会議では、トイレの配置や物干し場の配置、必要な掲示など、女性の目線からの意見が反映されるよう、女性の発言を促しましょう

□避難所運営の各班に男女両方を、できれば複数配置

- ・炊き出しや食事の片付け、清掃、玄関の除雪などの活動は、男女両方で行うようにしましょう。

□物資担当者には男女両方を配置

- ・ 支援物資の配布については、女性用品の配布は女性スタッフが行う、配布場所を分けて設けるなどの配慮が必要です。

□相談窓口の設置、支援機関の情報を掲示

- ・ 避難所内にプライバシーの確保できる「相談室」を設け、女性ならではのニーズなど、安心して相談できる環境を作りましょう

□女性専用の洗濯干し場の確保

- ・ 女性専用の洗濯干し場を確保しましょう。
- ・ 洗濯物が見えないような仕切りなどの設置もしましょう。

□安全・プライバシー確保への配慮

- ・ 女性や子どもなどのために防犯ブザーを配布、貸出を行い、犯罪防止や避難所生活における緊急事態に対する周知のため活用しましょう
- ・ 女性を対象に、トイレ付近などでの性犯罪発生防止の工夫を行いましょう。
- ・ 一人でトイレに行かないことを基本としつつ、一人でも安全にトイレへ行くことができるよう動線を確保するほか、可能な限り夜間も照明をつけましょう。

(2) 性的マイノリティの視点

災害時の避難所は、避難した様々な立場の人が共同生活を送りますが、見た目と書類上の性別が異なっていたり、同性パートナーと暮らしたりする性的マイノリティの人には、名簿への性別の記載やパートナーとの関係性の説明など、様々な事柄が精神的な負担となり、「避難所に行きたくても行けない」という状況に陥りがちです。スフィア・ハンドブックにおいても、公平性に則った特別な配慮を要する人として性的マイノリティを挙げ、こうした人が、避難生活を送る上でたびたび差別に見舞われることを指摘しています。避難所を、誰もが生命の危険がなく安心して快適に過ごすことができる場とするためには、差別や偏見を許さず等しく支援を受けられる環境を整えることが大切です。

避難所運営や被災者支援を考えるに当たっては、性的マイノリティの人が尊厳ある生活を営む権利と支援を受ける権利を有すること、そして、避難生活を送る上で特に配慮を要することを理解し、適切な対応に努めましょう。

□避難所の受付時の配慮

- ・ 世帯（グループやパートナーなど、戸籍や住民票上の世帯ではなく同性パートナーを含む。）の代表者に、人数などの事項を避難者台帳に記入してもらうようにしましょう。

□相談所の設置

- ・ 個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。
- ・ 誰でも相談しやすいように、相談サービスについて知らせる案内表示に「性的マイノリティ」の相談も歓迎する旨や「秘密厳守」とする旨を記載しましょう。

- ・相談所で性的マイノリティからの相談を受ける場合に必須の知識として、「カミングアウトを強制しないこと」や「本人の許可なく秘密を第三者に暴露しないこと」が大切です。

□トイレなど多目的用を設置する

- ・トイレなど、男女とは別に「多目的用」を設置することで、性的マイノリティの人や多様な人が利用しやすい環境を作ることができます。
- ・「多目的用」は性的マイノリティの人など誰でも利用しやすいように「どなたでもお使いください。」を記載する等、案内表示を工夫させましょう。
- ・女、男、多目的用に分けて設置することが難しい場合は、一人ずつ利用できる時間帯を設けるなどして対応しましょう。

□支援物資の受渡しに関する配慮

- ・性的マイノリティの人など、周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい人に配慮しましょう。
- ・人目が気にならないような場所に支援物資の配布場所を設けましょう。
- ・服などの支援物資については、女性用・男性用で分けるのではなく、S・M・Lなどのサイズで分けるようにしましょう。

(3) 外国人の視点

現在、町内には様々な外国人が暮らしているほか、外国人観光客も滞在します。

外国人は、災害の種類や対応策が自国と日本とでは異なることから、災害時の行動などについて、事前知識のない人が多数おり、一口に「避難所」といっても、地域の小中学校などの公的施設が指定されていることを知らない人もいます。

使用する言語、文化や宗教、集団生活に不慣れなことなど、日本人とは背景の異なる外国人への理解や配慮も避難所運営には必要です。

□避難所であることを外国人に周知

- ・避難所と認識してもらうため、地域に住む外国人の国籍をあらかじめ把握し、避難所の入口などを多言語で標示しましょう。

□外国人避難者とのコミュニケーション

- ・スマホの翻訳アプリなどの使用や他の避難者への呼びかけを行い、外国語で外国人避難者とのやり取りを手伝ってくれる人を募りましょう。
- ・外国人避難者も理解できるよう、外国語や「やさしい日本語」など、外国人にとってもわかりやすい言葉を使いながら情報提供を行いましょう。
- ・絵や写真の掲示、ピクトグラム、コミュニケーション支援ボードを活用するなど、多様な手段で情報提供を行うよう工夫します。

□宗教などの配慮事項などをヒアリング

- ・外国人に対しては、言語だけではなく食事など宗教上の配慮も必要となります。宗教上の理由で食べられないものもありますので、宗教上の配慮など、困り事をこまめに聞くようにしましょう

(4) 高齢者の視点

令和8年(2026年)3月31日現在、町内には1,959人の高齢者(65歳以上)がおり、町内の人口に占める高齢者の割合は37.1%に達しています。

このため、避難者の3分の1以上が高齢者であることを考慮し、避難所運営を実施していく必要があります。

□避難所内の「TKB」をできるだけ早期に整える

- ・災害後の避難生活などによる環境の変化で負傷や疾病が悪化して亡くなる「災害関連死」は、東日本大震災では約87%、熊本地震は約78%が、70歳以上の高齢者でした。避難所では「TKB(トイレ・キッチン・ベッド)」を、高齢者の避難者に配慮した形で、できるだけ早期に整えることが大切です。

※「TKB」と災害関連死の防止については、22・23ページを参照。

高齢者を考慮した避難所の「TKB」

- トイレ … 安全・衛生管理を徹底し、清潔で十分な数のトイレを早期に確保
※高齢者がトイレに気兼ねなく行くことができる環境を整えます。
※トイレ内部に手すりなどを設置し、トイレの前に、腰掛け(いす)などを用意するなど工夫に努めましょう。
- キッチン … 温かく栄養バランスの良い食事を早期に提供
- ベッド … 床に直接寝ることを避け、簡易ベッドなどの就寝環境を整える。
※高齢者の中には、床からの寝起きが困難な人がおり、自立活動に支障が生じ、身体機能の低下が進行するおそれがあります。

□避難所内の避難者に、高齢者などへの配慮を呼びかける

- ・避難所での生活ルールを決める際は、高齢者やその他の要配慮者に配慮することを呼びかけましょう。
- ・介助・見守り・話し相手など、高齢者が孤独に陥らないよう配慮しましょう。
- ・移動が困難な高齢者に対しては、食事や物資を避難所運営スタッフが直接配布するようにしましょう。
- ・これらのことは、避難所運営を手伝っていただける避難者や災害ボランティアにお願いすることもできます

□高齢者に対するこまめな健康状況の確認

- ・高齢者の心身双方の健康状態を日々確認し、個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ、災害対策本部に福祉避難所への移送や福祉施設などへの入所、介護職員の派遣などを依頼しましょう。

(5) 障がい者の視点

障害者基本法では、「障がい者」を身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人と定義しています。

町内には、令和8年（2026年）4月1日現在、身体障がい者は386人、知的障がい者は103人、精神障がい者は62人おり、こうした人たちも災害時には避難所に滞在することが想定されます。 ※いずれも障がい者手帳所持者数

災害時に避難所で生活する障がい者とその家族への支援は、障がいの特性により、特段の配慮が必要となります。

障がいを抱える人を避難所に受け入れる場合、本人の情報とその介護者・支援者の情報を紐づけ、介護者・支援者を通じて本人とコミュニケーションを取れる体制を構築しましょう。

□常時介護や見守りが必要な重度障がい者（障がい児）の家族への配慮

○救援物資の支給

障がい者本人の見守りが必要なため、家族が近くを離れられず、救援物資を受け取れないなどの事態が予想されるため、避難所のスタッフ（又は災害ボランティアなどの支援者）が個別に救援物資を届けるなどの配慮をしましょう。

○家族を支える体制

障がい者本人の見守りが必要なため、家族が近くを離れられず、介助者自身の生活行為ができなかったり、親族の捜索に行けない事態が起こり得ますので、一時的に介助を交代できる支援体制を構築しましょう。

□避難所で生活する障がい者とその家族への支援

○車いすを利用する人

- ・長時間、同じ姿勢でいると体に負担がかかるため、車いすを降りてリラックスできるスペースの確保に配慮しましょう。
- ・着替えやトイレのための移動が難しいため、移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシー空間の確保に配慮しましょう。

○聴覚障がい者（耳の聞こえにくい人への支援）

- ・支援のためのニーズの把握をし、障がいの程度（聞こえの状態など）や情報の取得方法（手話、文字、補聴器など）を知るようにしましょう。
- ・文字などで必要な情報をしっかり伝達しましょう。プラカードやホワイトボードを使用するなど、視覚的情報だけで分かるような表示方法に配慮しましょう。

○視覚障がい者（目の見えにくい人への支援）

- ・支援のためのニーズの把握をし、障がいの程度（全盲、弱視など）や情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）を知るようにしましょう。
- ・音声で必要な情報をしっかり伝達するように配慮しましょう。放送やハンドマイクなどを使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮しましょう。

○知的障がい者

- ・読み書きや計算に困難があり、言葉をうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり、複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手なため、絵、記号、簡単な図を使ったり、ゆっくりと簡単な言葉で話し

たり、文字にはルビを振るなどの配慮をしましょう。

○精神障がい者

- ・環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがあります。丁寧に病状や服薬情報を聞き取り、医療機関・保健所などにつなげるなどの必要な支援への配慮をしましょう。

○発達障がい者

- ・コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いがある大きな特徴があります。簡潔な言葉を使い、指示はわかりやすく紙に書くなどの配慮をしましょう。
- ・不安が強くなるとパニック状態になることもあります。本人をよく知る人を見つけて配慮方法の確認をしましょう。
- ・音や光、においなどに敏感で刺激に耐えられないことがあります。音や光、においを遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるよう配慮しましょう。

○高次脳機能障がい者（事故などにより脳の機能に障がいがある状態）

- ・記憶障がいや注意障がいなど、外見から判別しにくい症状があり、常に見守りが必要なケースもあることから、声がけや聞き取りなど、配慮をしましょう。

□医療的ケアを必要とする人

- ・環境変化による発熱、呼吸状態の悪化など、体調変化を起こしやすい特徴があります。医療機器（人工呼吸器・吸引器など）への電源の確保について配慮しましょう。
- ・必要に応じて医療機関への入院や施設などへの短期入所も活用していただくよう配慮しましょう。

□人工肛門・人工膀胱の保有者

- ・プライバシーに十分配慮しましょう。人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えていない人もいます。同性の担当者が聞き取りに当たるなどプライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握するようにしてください。
- ・トイレにパウチを洗浄する設備がない場合には代替できる設備設置の配慮をしましょう。

□エコノミークラス症候群の予防

- ・狭い場所で、長時間同じ姿勢をとっているとエコノミークラス症候群を起こす可能性が高まるため、避難所内で体操を行う場合がありますが、知的障がい、精神障がい、発達障がいをお持ちの人の中には集団での活動を苦手とする人がいますので、小集団での体操などの実施にも配慮しましょう。

□避難所以外で避難生活している障がい者への配慮

- ・被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障がい者やその家族には、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能性があるため、避難所以外で生活している障がい者などの把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようにしましょう。

第4章 福祉避難所について

(1) 福祉避難所開設の検討

災害が発生し又はおそれがある場合（災害時）で、高齢者等避難の発令により、避難対象となった人及びすでに避難所に避難している人のうち、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が存在し、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要があります。

町管理施設以外の民間社会福祉施設などを福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請します。

発災時には、停電で電話が不通になるなど、施設と迅速に連絡を取ることが困難な場合も想定されることから、連絡ルートを複数確保するなど、発災時を想定した連絡体制の構築に努める必要があります。

(2) 福祉避難所の指定

福祉避難所については、厚岸町地域防災計画により次の施設を指定しています。

施 設 名	所 在 地
町立厚岸病院	住の江1丁目1番地
厚岸町保健福祉総合センター	住の江1丁目2番地
特別養護老人ホーム心和園	白浜4丁目1番地
厚岸町在宅老人デイサービスセンター	白浜4丁目1番地
厚岸町太田活性化施設	太田5の通り2 1番地 2 2
特定非営利活動法人のんき村秋桜壺号館	片無去6 6 8番地 2

(3) 安全性と受入規模の確認

指定又は確保している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備など、一定の生活環境を整えた公的宿泊施設、旅館、ホテルなどの借上げなどにより、福祉避難所の機能を確保します。

(4) 生活相談員の確保・配置

①確保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談などを行う専門知識を持つ生活相

談員を確保し、福祉避難所などに配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努めます。

職員又は協定締結法人などによる人員配置が難しい場合には、災害対策本部へ支援を要請するほか、道が他地域から生活相談員などを派遣する制度（北海道災害派遣ケアチーム）を活用すべく、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課 電話：011-204-5242（直通）

②配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

（５）設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資（39・40ページ「（４）避難所に必要となる設備・物資の例」を参照）を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足などを把握し、災害対策本部に要請を行う準備をします。

（６）開設の周知

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者などに対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、自主防災組織、地域の町民、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関などへこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者などに限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

（７）避難者の受入

①対象者等

福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人とし、その家族まで含めて差し支えありません。

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

②避難者台帳

避難所に避難し、その後、福祉避難所へ移動した要配慮者は、避難者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接避難した要配慮者は、新たに避難者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向などを把握するため、適時更新します。

(8) 福祉避難所担当職員の運営体制の整備

①福祉避難所担当職員の配置

町が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を配置します。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

②社会福祉施設などに開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、町と連携し、災害対策本部などとの連絡調整、ボランティアの調整などを行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

③指定避難所の一区画などに開設した場合

事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者などを確保し、地域の福祉避難スペース（室）に要配慮者支援班を設置します。

避難所では対応できないニーズ（介護職員などの応援派遣、マット・畳などの物資・備品の提供など）については、災害対策本部に迅速に要請します。町で対応できない場合には、速やかに国や道などに必要な要請を行います。

また、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者などの協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する人の確保に努めます。

(9) 支援の提供

①相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

②福祉サービスなどの提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員などと連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

③特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。
(次ページの表を参照)

要配慮者	情報提供方法
・聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳、要約筆記、文字放送など
・視覚障がい者	点字、拡大文字、音声など
・盲ろう者	指点字、手書き文字など
・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示など

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、災害対策本部へ支援を要請するほか、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課 電話：011-204-5242（直通）

（１０）緊急入所等の実施

在宅や一般の避難所又は福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイなどにより、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変などにより、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な人については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

（１１）福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態などが変容している可能性もあるため、生活相談員・町の福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で、在宅生活などへ移行します。

第5章 平時の取組について

(1) 町における体制の整備 **<町がやるべき取組>**

□適時・的確な避難情報の発令と避難所の開設

避難所の開設は市町村の自治事務です。このため、町は、町民に対する適時・的確な避難情報の発令とあわせて、避難所を速やかに開設できるよう、体制を整備することが求められます。

具体的には、災害発生時又は災害発生の恐れがあるとき、関係機関からの情報や自ら収集した情報などによりの確に判断し、躊躇することなく避難情報を発令できるよう、町は、国の「避難情報に関するガイドライン」や道の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を参考としながら、避難情報の発令基準を具体的に設定しておく必要があります。

また、発令した避難情報が避難対象となる町民に確実に伝わるよう、情報伝達手段を確保するとともに、避難対象となる全ての町民が迅速に避難できるよう、自主防災組織などと連携し、個別避難計画の策定をはじめとした避難体制の整備を図っていくことも大切です。

そして、避難所の開設準備と解錠、施設の安全性の点検、避難者の受付や誘導を速やかに行えるよう、初動の人員配置に関する計画を整備するほか、自主防災組織など地域の人たちや施設管理者と施設の利用方法についてあらかじめ考えておくことも必要です。

□町による避難所運営・支援体制の確立

避難者の生活支援は市町村の努力義務とされており、避難者による自主的な避難所運営が期待される一方、町による避難所運営のバックアップ体制の確立は、避難所の円滑な運営と避難者の災害関連死の防止に欠かせない重要なものです。

発災直後は、避難所運営の中心を町職員が担う場合も想定し、地域の実情に応じた避難所マニュアルを整備し、町職員が定期的な研修や訓練を通じ、その内容を理解しておく必要があります。

また、大規模災害時は多数の避難所が開設され、その運営に多くの町職員が携わる状況に陥ることがありますが、災害発生後の町は避難所運営だけではなく、罹災証明や災害廃棄物処理、インフラの応急復旧対策など、膨大な災害関連事務が発生します。このような事務処理を通常業務にあわせて行わなければならないことから、災害対応は防災部局だけではなく、全庁体制で取り組む必要があります。

このため、業務継続計画（ＢＣＰ）に関する事務と災害対策本部で行う事務を並行して処理できるよう、あらかじめ体制を整備しておくとともに、避難所運営を早期に避難者主体の運営に移行することをはじめ、被災地外の自治体からの応援職員や災害ボランティアなどに避難所運営を支援していただけるよう、あらかじめ災害時の受援計画を検討・策定しておくことや、近隣の市町村や友好都市などとの災害時応援協定の内容を確認して、避難所運営に関する支援を受けられる体制を整備しておくことが求められます。

また、避難所の生活環境の整備は、町を中心としたバックアップが欠かせません。避難所の運営本部と災害対策本部の間での連絡体制を整備し、避難所にどのような人たちが滞在しているのか、物資や資機材に不足はないか、避難者からはどのような要望・要請が挙げられているのか、避難者の支援に必要な情報を適時・的確に集められるようにしておく必要があります。

災害対策本部の中に避難所支援の班を設け、避難所からのニーズに対応できる十分な人数を確保しておくことも必要です。

(2) 避難所の指定 **＜町がやるべき取組＞**

災害対策基本法第49条の7において、市町村長は、「想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない」とされています。

避難所となる施設の基準は次のとおりです。

項目	基 準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

主として要配慮者を滞在させることが想定される指定福祉避難所については、上記に加えて、次の基準に適合する施設を指定します。

指定福祉避難所の基準

- ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

町は、指定避難所の指定に当たっては、他の市町村からの被災住民を受け入れる広域避難などの利用ができる施設もあらかじめ決定しておくことが重要です。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に学校や教育委員会などの関係部局や地域住民などの関係者と調整を図ることが必要です。

指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める必要があります。

こうして避難所として指定した施設は、避難所として必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めます。必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大や、電気・灯油だけでなく、LPガスなどの使用エネルギーの多角化を図ることも大切です。

指定避難所は、被災者の拠り所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなるため、町による指定後は地域の皆さんに、その存在を広く周知することが必要です。

特に、外国人は避難所の設置目的を理解していない人や、言葉等の不安から避難所を活用しない人が現れることが想定されます。

このため、指定避難所にはピクトグラムや多言語で避難所であることを示す標識を設置するなど、災害時に避難する場所であることの周知を図る必要があります。

※「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねることができますが、移動する際に混乱しないよう、あらかじめ移行時期の目安や避難者への周知方法などを検討する必要があります。

厚岸町地域防災計画により指定した指定避難所の一覧は、41ページに掲載しています。

(3) 被害想定を踏まえた事前の備え <地域と町が協同でやるべき取組>

令和6年元日に発生した能登半島地震では、発災直後、避難所によっては食料等の物資が不足した事例が見られました。

また、能登半島地震では、避難所の開設の際に、「避難所のレイアウトが定められていない」、「パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが設置されていない」、「避難所に土足で入るなど感染症対策が十分でない」といった事例が見られました。

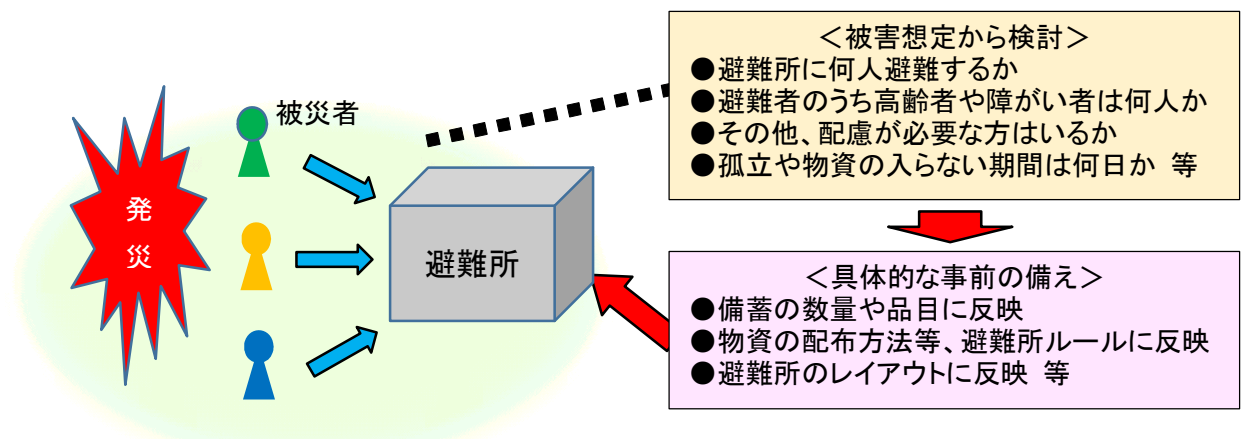
避難所で災害時の初動（開設当初）から可能な限り良好な生活環境を確保するためには、十分な量の物資の確保としっかりとした運営体制の双方が求められます。

特に物資の面では、大規模な災害が発生した場合は、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できません。

このため、地域における備蓄物資の量や品目は、地域に想定される被害と地域の実情も考慮しながら、具体的に検討しておく必要があります。

そして、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう、町や自主防災組織など、避難所運営に関わる人たちの間で事前に話し合いを行い、行政や地域でどのような備えを行う必要があるのかを整理し、実際の取組につなげていくことが大切です。

道の「北海道防災教育アドバイザー」や「北海道地域防災マスター」、地域の防災士などからの助言もいただきながら、地域ぐるみで避難所で何が起き得るか想定し、事前の備えを地域と町とで一緒に考えていきましょう。



▲初動から良好な避難所環境を確保するための事前想定イメージ

※地域の避難所と他の地域を結ぶ道路が少ないなど、孤立の恐れがある地域内の避難所では、避難所内や近傍の備蓄施設に、孤立し得る日数分の食料や飲料水、携帯トイレ、マスク、消毒液、パーティション、段ボールベッド、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資などを備蓄しておくことが重要です。

※地域の高齢者や子どもなど要配慮者の多少に応じ、避難所のレイアウトや備蓄物資の品目、必要な資機材をあらかじめ準備しておく、開設当初から避難者のニーズに柔軟に対応することができます。

※高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難先をあらかじめ整理するため、あらかじめ個別避難計画を作成しておくことも大切です。

(4) 避難所に必要となる設備・物資の例 <地域と町が協同でやるべき取組>

避難所の円滑な運営に必要な設備や物資は、開設当初から可能な限り良好な生活環境を確保することを念頭にあらかじめ準備することが求められます。

例えば、季節を問わず発生する地震・津波による被害を想定して備える場合は、ライフラインが寸断される中、猛暑にも厳冬期にも対応可能な設備や物資をあらかじめ備える必要があるほか、孤立が想定される地域内の避難所と、主要な道路からのアクセスが良好で支援を受けやすい地域内の避難所といった立地条件の違い、高齢者の割合の高低、外国人の存在など、避難者の構成なども考慮しながら備えを充実させ、避難所が被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう整備をしていく必要があります。

次に示すリストは一例ですので、「これを揃えたから絶対大丈夫」というわけではありません。地域の実情に応じて足し・引きをし、「わが避難所の設備・物資リスト」を用意していきましょう。

①設備

☐ 水道	☐ ガス	☐ 電気
☐ 電話	☐ 暖房・冷房	☐ トイレ
☐ シャワー	☐ 施設内放送設備	☐ 非常用発電機
☐ 投光器	☐ タンク・貯水槽・井戸	☐ 外部受電盤

②資機材

☐ テレビ	☐ ラジオ	☐ インターネット環境
☐ 携帯電話等の充電器等	☐ ポータブルストーブ	☐ パソコン、プリンタ等
☐ 電気ポット	☐ 無線機	☐ 炊き出し用品
☐ パーティション		

③食料・飲料

☐ 食料	☐ 飲料水	☐ 乳幼児用ミルク
☐ 離乳食	☐ アレルギー対応食	☐ 塩分タブレット

④生活用品等

☐ 段ボールベッド	☐ 毛布	☐ 電気毛布
☐ 冬用寝袋	☐ タオル	☐ 下着
☐ 衣類	☐ 電池	☐ 紙おむつ
☐ ティッシュペーパー	☐ トイレットペーパー	☐ トイレ掃除用品
☐ 手指消毒液	☐ 燃料（灯油など）	☐ 防犯ブザー
☐ 生理用品	☐ ゴミ袋	☐ 布団・枕
☐ 冷却タオル		

⑤感染症対策用品

☐ 使い捨てマスク	☐ 体温計	☐ 石けん
☐ ペーパータオル	☐ 消毒液	☐ ウェットティッシュ
☐ 使い捨て手袋	☐ ビニールエプロン	☐ 嘔吐処理用品

⑥避難者個人でも備蓄できるが、地域の実情や必要に応じて地域で備蓄しておくもの

☐ 食料（最低3日分）	☐ 飲料水（1人1日3ℓ）	☐ 簡易（携帯）トイレ
☐ トイレットペーパー	☐ タオル・バスタオル	☐ 動きやすい着替え
☐ 歯磨きセット	☐ ティッシュペーパー	☐ ウェットティッシュ
☐ 使い捨てマスク	☐ 懐中電灯	☐ 上履き
☐ 体温計	☐ 持病の薬・お薬手帳	☐ アルコール消毒液
☐ ゴミ袋	☐ 使い捨てカイロ	☐ 生理用品
☐ おりものシート	☐ 下着	☐ サニタリーショーツ
☐ 妊産婦用下着	☐ 授乳用ケープ	☐ 哺乳瓶等
☐ 食器類	☐ おしりふき	☐ 紙おむつ
☐ 常備薬	☐ 保湿クリーム	☐ リップクリーム
☐ スキンケアセット	☐ 動きやすい靴	☐ 義歯洗浄剤
☐ 髪ゴム		

（５）避難所運営体制の確立 ＜地域と町が協同でやるべき取組＞

避難所は、避難者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「避難者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

災害時に迅速かつ効果的に避難所を開設し、運営する能力を向上させるためには、平時から避難所運営に関わる人たちの間で、このマニュアルの内容について理解を深める取組を積み重ねておくことが欠かせません。

中でも、地域の避難所で行う「避難所運営訓練」や、避難所運営をゲーム形式で模擬体験できる「避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）」を使った研修の実施は、避難所運営方法の習得や課題の確認に役立ちます。

避難所運営の訓練や模擬体験を通じ、振り返りの中で浮かび上がった課題や教訓を踏まえ、このマニュアルの内容を不断に見直し、地域の人たちや支援者が力をあわせて災害時の困難を乗り越える能力を高めていきましょう。

指定避難所一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

No.	地区	施設名	住所	電話番号
1	湾月	湾月生活館	湾月 2 丁目 1 番地	52-4988
2		厚岸翔洋高等学校	湾月 1 丁目 20 番地	52-3195
3	有明	有明地区集会所	有明 2 丁目 1 番地	52-4245
4	若竹	湖南地区集会所	若竹 4 丁目 1 番地	52-7734
5	松葉	松葉地区集会所	松葉 3 丁目 1 番地	52-8820
6	梅香	社会福祉センター	梅香 2 丁目 1 番地	52-7752
7		厚岸小学校	梅香 2 丁目 3 番地	52-3016
8		厚岸中学校	梅香 1 丁目 5 番地	52-2108
9	奔渡	奔渡漁村センター	奔渡 6 丁目 1 番地	52-7547
10		多機能共生型地域交流センター	奔渡 2 丁目 1 番地	52-0510
11		あつけし保育所	奔渡 6 丁目 268 番地	52-7254
12	筑紫恋	公民館筑紫恋分館	筑紫恋 3 2 番地	52-4402
13	床潭	床潭漁村センター	床潭 1 3 3 番地	52-5912
14	末広	末広地区集会所	末広 8 5 番地 1	52-5436
15	小島	旧小島小中学校	小島 5 番地 8	52-2602 (5～11月のみ)
16	港町	防災交流センター	港町 2 丁目 1 番地	52-4151
17	真栄	真龍小学校	真栄 2 丁目 1 番地	52-2113
18		真栄地区集会所	真栄 1 丁目 1 番地	52-4995
19	宮園	宮園地区集会所	宮園 1 丁目 2 番地	52-4539
20		厚岸 B & G 海洋センター	宮園 3 丁目 7 番地	52-7785
21		勤労者体育センター	宮園 3 丁目 6 番地	52-3841
22		宮園鉄北地区集会所	宮園 3 丁目 5 番地	52-6117
23		しんりゅう保育所	宮園 3 丁目 11 番地	52-3035
24	白浜	真龍中学校	白浜 1 丁目 5 番地	52-3211
25		白浜地区集会所	白浜 1 丁目 1 番地	52-7859
26	住の江	住の江地区集会所	住の江 2 丁目 1 番地	52-2507
27	山の手	住の江山の手地区集会所	山の手 1 丁目 1 番地	—
28	門静	門静地区集会所	門静 2 丁目 1 番地	52-5889
29	太田	太田活性化施設	太田 5 の通り 2 1 番地	52-7700
30	片無去	片無去地区集会所	片無去 2 番地	57-2455
31		片無去開拓パイロット地区集会所	片無去 1 番地	52-6230
32	糸魚沢	糸魚沢地区集会所	糸魚沢 6 6 番地	55-9035
33	若松	若松地区集会所	若松 1 0 3 番地	55-9001
34	トライバツ	トライバツ地区集会所	トライバツ 1 7 0 番地 1	55-9140
35	尾幌	尾幌酪農ふれあい館	尾幌 1 2 4 番地	56-2400
36	上尾幌	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌 1 1 番地	57-2362
37	苫多	公民館苫多分館	苫多 2 0 6 番地	52-7286
38	光栄	光栄地区コミュニティセンター	光栄 1 番地	52-4835

厚岸町避難所運営マニュアル

令和２年８月策定

令和８年８月改訂

【問い合わせ】厚岸町危機対策室

■津波警報発表時以外（災害対策本部は厚岸町役場内に設置）

電話：０１５３－５２－３１３１

FAX：０１５３－５２－３１３８

メール：kikitaisaku@akkeshi-town.jp

■津波警報・大津波警報発表時（災害対策本部は厚岸消防署内に設置）

電話：０１５３－５２－５１１１

FAX：０１５３－５２－４３３２

衛星電話：０８０－１８６５－５２６４

メール：kikitaisaku@akkeshi-town.jp